

仕 様 書

1 業務名

福島駅前キャンパス自動販売機（清涼飲料水用）設置・運営業務

2 業務の内容

公立大学法人福島県立医科大学と建物貸付に係る契約を締結し、福島県立医科大学福島駅前キャンパスに清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営を行う。

3 設置期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

4 設置場所及び台数

福島市栄町10-6

福島県立医科大学福島駅前キャンパス

設置場所 A（清涼飲料水）

場所	台数
1 階ラウンジ	1 台
3 階ラウンジ	1 台

設置場所 B（清涼飲料水）

場所	台数
1 階ラウンジ	1 台
7 階ラウンジ	1 台

※清涼飲料水用自動販売機設置場所はAまたはBのいずれか一方となり、審査順位1位が設置場所A、審査順位2位が設置場所Bとする。

建物平面図はホームページを参照すること

(https://www.fmu.ac.jp/education/health_sciences/facility/)

5 販売商品

水、清涼飲料水（ノンアルコール飲料を除く。）

販売商品の約8割以上を蓋付き容器のものとし、本学と協議の上決定すること。

6 利用対象者数（福島駅前キャンパス内、見込）

学生600名、職員115名

7 設置条件

- (1) 本学と締結する建物貸付契約に基づき建物貸付料を納入すること。
- (2) 管理経費（電気料）の納入は免除する。
- (3) 販売手数料は不要とする。
- (4) 転倒防止等の安全確保を行うこと。
- (5) 自動販売機近くに異物混入防止策を講じたりサイクルボックスを設置し、定期的に回収の上、適切に処理すること。
- (6) 自動販売機本体及び周辺の清掃を行うこと。
- (7) 自動販売機の搬入、設置、撤去等に要する費用は、設置者の負担とする。
- (8) 自動販売機の設置に伴う事故は、本学の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うものとする。
- (9) 毎月の販売数量を報告すること。
- (10) その他特に指定のない事項については、全国清涼飲料連合会制定の「自動販売機自主ガイドライン」に基づき設置・運営すること。